

令和三年一月二十七日提出
質問 第一七号

沖縄振興特定事業推進費等に関する質問主意書

提出者 屋良朝博

沖縄振興特定事業推進費等に関する質問主意書

沖縄振興特定事業推進費は、内閣府沖縄担当部局作成のパンフレット（内閣府ホームページに掲載）によれば、「沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）は、県及び市町村が事業を計画的・継続的に実施するための財源として、客観基準に基づき、毎年度県及び市町村に安定的に配分されるものであるため、多様な地域課題・政策課題への迅速・柔軟な対応が困難なケースもあり得」として、「このようなケースに備え、事業を機動的に推進するための財源として、ソフト交付金を補完し、主に、臨機応変な財源捻出が困難な市町村に配分」することをその趣旨・目的としている。

一方、ソフト交付金を含む沖縄振興一括交付金は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の目的である「沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与すること」との趣旨を踏まえ、平成二十四年の同法の改正の際、沖縄振興計画の策定主体の国から沖縄県への変更等とあわせて、平成二十四年度に創設された。

この沖縄振興一括交付金は、沖縄振興に資する事業を沖縄県が自主的な選択に基づいて実施できる用途の自由度の高い交付金であり、県の自主性を尊重した沖縄振興策である。

しかしながら、近年の沖縄振興予算においては、予算の総額が四年連続同額であるにもかかわらず、ソフト交付金を含む沖縄振興一括交付金は年々減額され、令和三年度予算においては初めて一千億円を割り込み過去最少額となっている。その一方、県を通さずに国から市町村に直接配分される沖縄振興特定事業推進費は令和元年度の創設以降、約三倍と飛躍的に増額されている。このような状況は「沖縄の自主性を尊重」することを目的とした沖縄振興特別措置法の趣旨に沿うものでないばかりか、日本国憲法第九十二条に定める「地方自治の本旨」をも歪めるものと言わざるを得ない。

については、沖縄振興特定事業推進費等に関し、以下の事項について答えられたい。

- 一 沖縄振興特定事業推進費を令和元年度予算で新たに創設した趣旨・目的及びその根拠法令を示されたい。

- 二 沖縄振興特定事業推進費について、令和元年度の創設以降の、①当初予算額、②補正後予算額を、各年度の別に、総額及び新規事業分・継続事業分の別に示されたい。

また、令和元年度及び令和二年度については、市町村補助金事業・民間補助金事業それぞれの交付決定額を示されたい。なお、市町村補助事業においては市町村別の交付決定額も示されたい。

三 沖繩振興特定事業推進費について、令和元年度の、①年度内執行額、②年度内執行率、③繰越額及び④繰越率を示されたい。なお、②及び④の率の算出に当たっては、それぞれ①及び③の金額を、沖繩振興特定事業推進費を補正予算にて追加減少等した場合は補正後予算額、その他の場合は当初予算額で除することと求められたい。

また、令和二年度の執行額について、現時点で把握している実績及び見通しについて示されたい。

四 沖繩振興特定事業推進費について、「臨機応変な財源捻出が困難な市町村に配分」するとの趣旨・目的に鑑みれば、継続事業分を予算計上することは、その趣旨・目的と整合性が取れていないと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 平成三十年十二月二十一日の沖繩担当大臣記者会見における大臣発言「（沖繩振興特定事業）推進費は沖繩振興特別措置法の理念の下で、ソフト一括交付金を補完するという性格の財源でありまして、いろいろな意味でソフト交付金の果たしてきた役割も大きいとは思いますが、それだけでは十分に対応できていない事業もある」について、「十分に対応できていない」とは具体的にどのようなことを意味するのか、政府の見解を示されたい。

六 沖縄振興一括交付金は平成二十七年以降、一貫して減額されているが、その理由を示されたい。

また、沖縄振興一括交付金が減額され続ける一方で、沖縄振興特定事業推進費は令和元年度の創設以降、増額が続いているが、その理由を示されたい。

七 沖縄県を通さずに国から市町村に直接配分される沖縄振興特定事業推進費が増額される一方、県の自主性を最大限尊重した沖縄振興一括交付金が減額されている状況は、「沖縄の自主性を尊重」するとして沖縄振興特別措置法の趣旨に沿っていないと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。